京都大学心の先端研究ユニット倫理審査委員会運営要項

2011年6月18日　心の先端研究ユニット制定

2020年2月16日　心の先端研究ユニット改訂

（目的）

第１条　この要項は、京都大学心の先端研究ユニット倫理審査委員会（以下「委員会」という）の任務及び構成について、「日本心理学会倫理規定」（2009年日本心理学会）に定めるもののほか、「京都大学心の先端研究ユニット心理学研究に関する倫理審査規定」に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる任務を行う。

（１）心の先端研究ユニット構成員から研究計画が指針に適合しているか否かその他心理学研究に関し必要な事項について意見を求められた場合、倫理的観点及び科学的観点から審査し、意見を述べること。

（２）研究計画の妥当性の根拠及び判断基準について、必要な事項を調査し、検討すること。

（３）その他京都大学心の先端研究ユニットが諮問する事項について調査し、検討すること。

（委員会の構成）

第３条　委員会は、心の先端研究ユニットの構成員と外部委員の合計5名以上で構成される。また、原則として男女両性から構成されなければならない。

２ 委員会には、心の先端研究ユニット構成員のうち、人文・社会科学の有識者の立場、並びに、自然科学の有識者の立場から意見を述べることができるものが含まれていなければならない。

３ 外部委員として、ユニット構成員以外から複数名を含むこと。

４ 委員会は、審査の必要に応じて、上記２号に定める以外の者に参加を求めることができる。

（守秘義務）

第４条　委員会の委員及びその事務に従事する者は、その任期中並びにその職を辞した後も、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

（委員の委嘱・任期）

第５条　委員会の委員は、次の手続きによって決定する。

（１）京都大学心の先端研究ユニットの構成員による者は、ユニット運営協議会の推薦によって選出する。

（２）外部委員は、上記第１号によって選出された委員によって選出される。

（３）委員は、京都大学心の先端研究ユニット長が委嘱する。

（４）委員の任期は１年とする。ただし、再任をさまたげない。

（委員長及び副委員長）

第６条　委員会には委員長及び副委員長を置く。

２　委員長並びに副委員長は、ユニット運営協議会の推薦に基づき心の先端研究ユニット長が指名する。

３　委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

（委員会の開催）

第７条　委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

２　委員会の会議は、四分の三以上の委員が出席しなければ成立しない。

３　委員会は、必要に応じて随時開催するものとするほか、委員長は、委員の２分の１以上から招集の要求があるときには、委員会を招集しなければならない。

４　審査対象となる研究計画に関係する委員は、当該研究計画の審査に関与することはできない。

５　委員会は、審査の必要に応じて、研究責任者及び研究担当者並びに有識者に出席を求め、研究計画の内容等の説明及び意見を求めることができる。

（迅速審査）

第８条　以下に該当する申請の審査にあたっては、当該倫理審査委員会が指名する委員数名による審査(以下「迅速審査」という。)を行うことができる。特に、下記の（２）に該当する申請については、委員長および副委員長が審査を行うことができる。迅速審査の結果は倫理審査委員会の意見として取り扱うものとする。

（１）他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について 共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

（２）研究計画書の軽微な変更に関する審査

（３）侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査

（４）軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

２　審議結果は、メーリングリスト等を通じて全ての委員に報告する。

（判定）

第９条　審査の判定は、出席委員の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と認める場合には、議決をもって判定することができる。議決は過半数をもって行い、同数の場合は委員長が決定する。なお、迅速審査については、担当委員の意見をもとに委員長が判定する。

２　判定は、次の各号に掲げるいずれかの表示による。

（１）承認

（２）条件付承認

（３）変更の勧告

（４）不承認

（５）非該当

３　変更の勧告を受けて修正後、再提出された申請に関しては、委員長が判定を行う。その際には、迅速審査に準ずる方法で、数名の委員の審査意見を参考にすることができる。

（審査報告）

第１０条　委員会の審査結果は、「審査結果報告書」（様式２）により、委員長が申請者に報告する。

（要項の改廃）

第１１条　この要項の改廃は、ユニット運営協議会において行う。